

資料30 夜間営業等の騒音の制限(28年12月末現在)

規制地域

京都市、福知山市（17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後10時～翌日午前6時）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 知事が告示で指定する地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事が告示で指定する地域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

○飲食店営業等の音響機器の使用制限（午後11時～翌日午前6時）

	第1種区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	カラオケ装置 音響再生装置 拡声装置

(注) カラオケ装置等の音が外部へ漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。

資料31 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限(28年12月末現在)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域として定められていない区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
午前8時～午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時～午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

(注) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

遵守事項	(1) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であつて、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。 (2) 幅員4メートル未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。 (3) 地上10メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。 (4) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。 (5) 50メートル以内の距離で同一の事業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。
------	--

